

防火対象物で使用するペレットストーブ・ペレットボイラーなどに対する 消防機関の査察について

消防法に基づき、消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、あるいは消防職員又は消防団員などにあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入りする場所その他関係のある場所に立ち入って、防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができます。(以下「査察」という。)

消防機関が査察を行う防火対象物(施設)は、公会堂、集会場、料理店、飲食店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場、旅館、ホテル、宿泊所、寄宿舍、共同住宅、病院、老人福祉施設、有料老人ホーム、小学校、中学校、高等学校、大学、図書館、博物館、美術館、工場、作業場、事業場(官公庁、銀行、その他事務所、スポーツ施設)など多岐にわたります。

これらの防火対象物で使用するペレットストーブ・ペレットボイラーなどは、他の査察項目(避難上必要な施設等の管理など)とともに査察の対象となり、次の項目で確認・処理が行われます。

・火気使用設備等

火気使用設備等(温風暖房機・ストーブ・ボイラー・給湯湯沸設備など)の設置がされているか否かを確認します。

火気使用設備等が設置されている場合は、火気使用設備等の査察事項に基づき査察が行われます。

・火気使用器具等

火気使用器具等(気体・液体・固体燃料を使用する器具など)の取り扱いがなされているか否かを確認します。

火気使用器具等が取り扱われている場合は、火気使用器具等の査察指導事項に基づき査察が行われます。